

平成 27 年 4 月から無事故割引率が現行より 2 割拡大→保険料の軽減

(一社)群馬県建設業協会が推奨している「建設共済保険」の保険料が軽減されます。詳しくは以下をご覧ください。



契約のご案内 — 年間完成工事高契約 —

年間完成工事高契約は、直前1年間の完成工事高に基づいて保険料を算出し、申込書類に記載の申込日と保険料の支払日のいずれか遅い日の翌日から1年間、保険契約者が施工する工事現場で働く労働者が、労災保険で業務災害または通勤災害と認定され、死亡、重度の障害または傷病を被った場合に保険金を支払う契約です。

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であればどなたでもご加入できます。

※上記契約は被災者等に対する追加的補償を行う部分(被災者補償)と、労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する部分(諸費用補償)で構成され、同額の保険金区分でご加入いただけます。



契約の特徴

- 元請・下請問わず、保険契約者が施工する建設工事現場を補償します。
(元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く)
- 建設工事現場で働く労働者を無記名で補償します。
- 給付範囲は死亡、身体障害1級から7級、傷病1級から3級までです。
- 事業主(保険契約者)は無料補償です。
- 同一現場において元請も下請も加入していた場合、下請の労働者が被災したときはそれぞれに保険金を支払います。

★平成 27 年 4 月から無事故割引率が現行より 2 割拡大することで
保険料が軽減されます。

無事故割引率2割拡大のお知らせ

平成 27 年 4 月から、年間完成工事高契約及び甲型共同企業体契約における無事故割引率を現行より 2 割拡大します。保険料のご負担が軽減され、更に加わりやすくなりました。

※ 年間完成工事高契約については、新規契約は契約開始日が平成 27 年 4 月 1 日以降、更新契約は平成 27 年度の契約更新日から適用します。

※ 甲型共同企業体契約については、契約開始日が平成 27 年 4 月 1 日以降の契約から適用します。

無事故割引率

現行

直前 1 年間の 完成工事高	2 億円未満	2 億円以上 5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

- ※この場合の完成工事高は、元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高を含み、消費税を除いた直前1年間の完成工事高合計額を対象とします。



拡大後

直前 1 年間の 完成工事高	2 億円未満	2 億円以上 5 億円未満	5 億円以上 10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

- ※この場合の完成工事高は、元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高を含み、消費税を除いた直前1年間の完成工事高合計額を対象とします。

■ 保険料計算例（保険金区分合計 2,000 万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合…

無事故割引率 年間保険料
【現 行】 30% → 266,000円
【拡大後】 36% → 243,200円

22,800円も
お安くなりました。